

## 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令等の改正及び関係告示の制定等について (概要)

### 1. 背景

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。)第 17 条により、建築主等は、特定建築物の建築等をしようとするときは、当該建築物を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 114 号。以下「誘導基準省令」という。)に定められている建築物移動等円滑化誘導基準に適合させることで、所管行政庁による認定を受けることができ、認定を受けた場合は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)における容積率の特例を受けること(法第 19 条)及び認定を受けている旨の表示をすることができる(法第 20 条第 1 項)こととされている。

バリアフリー基準の見直しに対する社会的要請が高まっていることから、今般、建築物バリアフリー基準の見直しに関する検討 WG において検討を行ってきたところ、令和 6 年 3 月に見直し方針がとりまとめられたことを踏まえ、建築物移動等円滑化誘導基準のうち、「便所」、「劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂(以下「劇場等」という。))の客席」及び「駐車場」について、基準の見直し等を行うものである。

### 2. 改正の概要

#### (1) 便所に係る建築物移動等円滑化誘導基準の見直し(誘導基準省令第 9 条及び新設告示関係)

多数の者が利用する便所内に、車椅子利用者用便房を 1 以上(当該車椅子利用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ 1 以上)設けなければならないこととする。ただし、以下の場合は、本基準を適用しないこととする。

- ・車椅子利用者用便房を 1 以上設ける便所が当該多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合
- ・当該多数の者が利用する便所が男子用又は女子用のみの場合で、当該便所又は近接する位置にそれぞれ男子用又は女子用の車椅子利用者用便房を設ける場合 等

#### (2) 劇場等の客席に係る建築物移動等円滑化誘導基準の見直し(誘導基準省令第 12 条の 2 及び第 17 条並びに新設告示関係)

○ 劇場等の客席には、以下に示す数以上の誘導基準適合車椅子利用者用部分(※)を設けなければならないこととする。

- ・客席に設ける座席の数が 100 以下の場合は、2 以上
- ・客席に設ける座席の数が 100 を超え、200 以下の場合は、座席の数の 2% 以上
- ・客席に設ける座席の数が 200 を超え、2,000 以下の場合は、座席の数の 1% + 2 以上

・客席に設ける座席の数が 2,000 を超える場合は、座席の数の 0.75% + 7 以上

(※) 誘導基準適合車椅子使用者用部分の基準は、以下のとおりとする。

- ・幅は、90cm 以上とすること。
- ・奥行きは、135cm 以上とすること。
- ・床は、平らとすること。
- ・車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること。
- ・同伴者用の座席又はスペースを当該誘導基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けること。

- 建築物の増築、改築、修繕、模様替等を行う場合には、当該増築等に係る部分にある劇場等の客席を上記の建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるとともに、当該増築等に係る部分に劇場等の客席がない場合には、既存部分にある劇場等の客席のうち 1 以上について、2 以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を設けなければならないこととする。

### (3) 駐車場に係る建築物移動等円滑化誘導基準の見直し（誘導基準省令第 12 条及び新設告示関係）

多数の者等が利用する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設数の 2% 以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならないこととする。

※ 機械式駐車場については、出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられているものについても認めることとする。

### (4) 経過措置

上記の建築物移動等円滑化誘導基準の見直しの施行の日（令和 7 年 6 月 1 日を予定。「3. 今後のスケジュール（予定）」を参照。）において既に法第 17 条の認定を受けている計画等については、当該施行の日以後も、引き続きその効力を有することとする。

### (5) その他

- 法第 24 条及び建築基準法第 52 条第 14 項に基づき、同条第 1 項から第 9 項までに規定する容積率規定の特例措置に係る特定行政庁の許可を受けることのできる建築物の対象に、車椅子使用者の到達可能な車椅子使用者用便房を設ける建築物を追加する（平成 18 年国土交通省告示第 1481 号関係）。

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）及び建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）等において、誘導基準省令の改正に伴って必要となる改正その他の所要の改正を行う。

## 3. 今後のスケジュール（予定）

公布 令和 6 年 10 月頃

施行 令和 7 年 6 月 1 日